社内報編集会議設置運営要領

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2015. 04. 01
2.0	社内報編集会議事務局の構成員を変更	2016. 04. 01
3. 0	社内報発行回数を年2回(7月、1月)に変更	2024. 08. 01

目 次

第	1条	目的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
---	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

第 2条 名称

第 3条 構成

第 4条 任務

第 5条 作業部会

第 6条 運営

第 7条 事務局

第 8条 発行までの流れ

社内報編集会議設置運営要領

規程番号 2001-0000-07-要制定日 2015年 4月 1日 改正日 2024年 8月 1日

(目的)

第 1条 この会議は、社員間のコミュニケーションの促進と組織・経営方針の浸透および 情報の共有を目指した社内報の制作を目的とする。

(名称)

第 2条 この会議は、社内報編集会議(以下「編集会議」という)と称する。

(構成)

第 3条 この編集会議の構成は、次のとおりとする。

事務局:総務部長

総務部副部長

総務部担当者1名(編集委員を兼ねる)

編集委員:各部長の推薦による4名(各部1名ずつ)

- (1)編集委員の任期は4月からの1年とする。ただし、再任は、妨げない。
- (2)編集委員のうち1名を社内報編集長(以下「編集長」という)として互選する。
- (3)編集会議には、必要に応じて編集委員以外の従業員を参加させることができる。

(任務)

- 第 4条 この編集会議は、社内報掲載内容を協議し、社内報を制作する。
 - (1) 原則として年2回(7月、1月)発行とする。 ただし、必要に応じ随時発行も可能とする。

(作業部会)

第 5条 この編集会議は、社内報制作の実作業をおこなうため、編集長を長とした編集委員で構成する「社内報編集会議作業部会」(以下「作業部会」という)を設置する。

(運営)

第 6条 この編集会議は、総務部長が議長となり、必要に応じて議長が招集する。議長不 在の場合は、総務部副部長がその任にあたる。

(事務局)

第 7条 編集会議の事務局は、総務部に置く。

(発行までの流れ)

第 8条 社内報は、「社内報発行までの流れ」を目安として発行する。

社内報発行までの流れ(目安)

発行3ヵ月前								発行	「2ヵ月	前		発	行月			
1		16			1			16		1				1	発行	
2			17			2			17		2		17		2	
3			18			3			18		3		18		3	
4			19			4			19		4		19		4	
5	編集会議(掲載内容検討)	20			5			20	編集会議(初校確認)	5	編集会議(二校確認)	20	編集会議(最終校確認)	5	
6	掲載材料係	衣頼開始	21			6			21		6		21		6	
7	\uparrow		22			7			22		7		22		7	
8			23			8			23		8		23		8	
9			24			9			24		9		24		9	
10			25			10			25		10		25	決裁	10	
11			26			11			26		11		26		11	
12			27			12			27		12		27	印刷	12	
13			28			13			28		13		28		13	
14			29			14	\	/	29		14		29		14	
15			30			15	掲	載材料締切	30		15	編集会議(三校確認)	30		15	

[※]必要に応じて社内報編集会議作業部会を開催する。